

北石狩衛生センター
長期包括的運営管理委託事業に係る
事業実施状況の確認計画書
(モニタリング計画)

平成 24 年 3 月
石 狩 市

事業実施状況の確認計画書（以下「同計画書」という。）は、平成24年4月1日から「北石狩衛生センター長期包括的運営管理委託事業」を実施するにあたり、事業契約書（契約条項 第25条、第38条）の規定に基づき作成するもので、業務実施状況が要求水準書、事業提案書及び事業契約書に定める水準を満し、適正かつ確実な公共サービスの提供がなされているか確認・評価を行うことを目的に策定する。

1. 確認・評価時期

事業者が毎日作成する日報及び、月に1度提出される月次業務報告書（月報）並びに、モニタリング職員による巡視等に基づき、業務実施状況を確認・評価し、翌月10日までに当該月の確認結果を事業者に通知する。また、必要がある場合には随時確認を行う。

2. 確認・評価組織

平成24年度の事業実施状況の確認・評価は、複数名の管理課（管理担当）職員（モニタリング職員）の合議により、確認・評価を行う。

平成25年度以降については、知識と経験を有する職員を確保できないことから、専門のコンサルタント会社にモニタリング業務を委託し、そのモニタリング結果報告を基に評価を行う。

3. 確認・評価内容

確認・評価内容については、別添「モニタリング要領」「評価基準」に基づき「評価表」を作成する。

また、各事業年度の四半期毎に、財務状況報告書を提出してもらい、必要に応じ報告を求める事ができる。

4. 確認・評価手続

当該月の確認結果を、別紙「事業実施状況の確認通知書」により事業者に通知する。

なお、業務実施状況が、水準を満たさない場合には契約条項 第38条（別紙38. 1・38.

2) 基づき是正勧告を行うことができる。

是正勧告後に改善措置が認められない場合は、再度の是正勧告及び委託料の減額の手続きを行うことができる。

5. 確認様式等

- ① モニタリング要領
- ② 評価基準
- ③ 評価表
- ④ 事業実施状況の確認通知書